

愛媛県工事執行事務取扱規程を次のように定める。

愛媛県工事執行事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）

第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の執行に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁執行工事 1件の設計金額（入札に付すべき金額（材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が5億円以上の工事、本庁設計に係る工事又は特に本庁執行の必要があると知事が認める工事をいう。
- (2) 地方局執行工事（1件の設計金額が5億円未満の工事（本庁設計に係る工事及び特に本庁執行の必要があると認めた工事を除く。）をいう。以下同じ。）
- (3) 工事主管課長 工事を主管する課（室を含む。以下「工事主管課」という。）の長をいう。
- (4) 契約主管課長 工事の契約を主管する課（室を含む。以下「契約主管課」という。）の長をいう。
- (5) 請負者選定主管課長 工事の請負者の選定を主管する課（室を含む。以下「請負者選定主管課」という。）の長をいう。
- (6) 入札執行担当課長 工事の入札（随意契約を含む。以下同じ。）の執行を担当する課（室を含む。以下「入札執行担当課」という。）の長をいう。

(工事執行伺)

第3条 実施設計書は、工事計画の内定後、工事主管課において、工事執行伺により決裁を受けるものとする。

2 前項の場合において、本庁執行工事（地方局設計に係るものに限る。）については、実施設計書は、地方局において作成し、工事主管課に2通を、工事計画概要書1通を添えて送付するものとする。この場合において、工事主管課は、その内容を審査の上、当該実施設計書1通を地方局に返送しなければならない。

(請負者の選定)

第4条 本庁執行工事（本庁設計に係るものに限る。）に関しては、工事主管課長は、次に掲げる書類各2通を契約主管課長に親展で提出しなければならない。ただし、工事主管課と契約主管課が同一の場合を除く。

- (1) 入札参加資格条件設定調書、指名業者一覧表又は随意契約業者一覧表（以下「入札参加資格条件設定調書等」という。）
- (2) 指名競争入札又は随意契約（以下「指名競争入札等」という。）の方法により契約を締結するときは、その理由書
- (3) 工事概要書
- (4) 施行箇所図
- (5) その他必要と認める書類

2 本庁執行工事（地方局設計に係るものに限る。）に関しては、地方局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる書類各3通を工事主管課長に親展で提出し、当該工事主管課長は、当該書類のう

ち2通に工事概要書2通を添付して契約主管課長に親展で提出しなければならない。ただし、工事主管課と契約主管課が同一の場合にあっては、局長は、次に掲げる書類各2通を工事主管課長に親展で提出するものとする。

- (1) 入札参加資格条件設定調書等
- (2) 指名競争入札等の方法により契約を締結するときは、その理由書
- (3) 施行箇所図
- (4) その他必要と認める書類

3 契約主管課長は、前2項の規定により提出された入札参加資格条件設定調書等（第1項ただし書の場合にあっては、工事主管課長が作成した入札参加資格条件設定調書等）1通に次に掲げる書類を添付して、請負者選定主管課長に親展で提出しなければならない。ただし、契約主管課と請負者選定主管課が同一の場合を除く。

- (1) 指名競争入札等の方法により契約を締結するときは、その理由書
- (2) 工事概要書
- (3) 施行箇所図
- (4) その他必要と認める書類

4 本庁執行工事に関しては、請負者選定主管課において、前項の規定により送付された書類（同項ただし書の場合にあっては、契約主管課長が作成した第1項各号に掲げる書類）を添えて入札参加資格条件の設定又は指名業者若しくは随意契約業者の選定の決裁を受けるものとする。

5 本庁執行工事に関しては、請負者選定主管課長は、前項の規定による決裁を受けたときは、速やかに入札執行担当課長、契約主管課長及び工事主管課長（第2項に規定する工事にあつては、局長を含む。）に親展で、入札参加資格条件等決定書を送付しなければならない。ただし、請負者選定主管課が入札執行担当課、契約主管課又は工事主管課と同一である場合は、請負者選定主管課長は、当該同一である課の長に入札参加資格条件等決定書を送付することを要しない。

6 第1項及び前3項の規定は、地方局執行工事について準用する。この場合において、第3項中「前2項」とあるのは「第6項において準用する第1項」と、「第1項ただし書」とあるのは「第6項において準用する第1項ただし書」と、第4項中「第1項各号」とあるのは「第6項において準用する第1項各号」と、前項中「工事主管課長（第2項に規定する工事にあつては、局長を含む。）」とあるのは「工事主管課長」と読み替えるものとする。

（工事変更執行伺）

第5条 変更設計書は、工事の変更の必要が生じたときは、工事主管課において、工事変更執行伺により決裁を受けるものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「実施設計書」とあるのは、「変更設計書」と読み替えるものとする。

（予定価格の決定）

第6条 本庁執行工事の予定価格は、1件の設計金額が10億円以上のものは知事が、1億円以上10億円未満のものは当該工事を所管する部の部長（以下「工事所管部長」という。）が、1億円未満のものは工事主管課長が定めるものとする。

2 地方局執行工事であつて農林水産部が所管するものの予定価格は、1件の設計金額が1億円以上のものは局長が、5千万円以上1億円未満のものは工事を所管する地方局の部長が、5千万円未満のものは工事主管課長が定めるものとし、地方局執行工事であつて土木部が所管するものの予定価格は、1件の設計金額が1億円以上のものは局長が、1億円未満のものは工事を所管する地方局の部長（地方局土木事務所に係るものにあつては、地方局土木事務所長）が定めるものとする。

（入札執行表）

第7条 入札執行担当課長は、入札（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第132条第1項

第5号に規定する電子入札によるものを除く。)を執行したときは、入札執行表を作成しなければならない。

- 2 入札執行表は、4部を作成の上、入札執行担当課、請負者選定主管課、契約主管課及び工事主管課でそれぞれ1部を保管するものとする。この場合において、第2条第3号から第6号までに規定する課のうち2以上のものに該当する課にあっては、入札執行表を1部保管するものとする。  
(標準工期)

第8条 工事期間の標準は、工事所管部長が定める。

(工事の中止及び延期)

第9条 局長は、本庁執行工事(地方局設計に係るものに限る。)について、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年愛媛県条例第4号)第2条の規定による工事の中止又は延期をする必要が生じたときはその理由を付して工事中止伺又は工事延期伺(以下「工事中止伺等」という。)を、その他の工事の中止又は延期をしたときは工事中止報告書又は工事延期報告書を工事主管課に送付しなければならない。

- 2 工事所管部長は、工事中止伺等が送付されたときは、決裁を経た後、工事中止決裁通知書又は工事延期決裁通知書により局長に通知しなければならない。
- 3 局長は、工事の中止をするときは、速やかに工事中止通知書により請負者に通知しなければならない。この場合において、本庁執行工事(地方局設計に係るものに限る。)にあっては、工事中止伺を工事主管課に送付しなければならない。
- 4 局長は、工事の中止を解除するときは、速やかに工事中止解除通知書により請負者に通知しなければならない。この場合において、本庁執行工事(地方局設計に係るものに限る。)にあっては、工事中止解除報告書を工事主管課に送付しなければならない。
- 5 本庁執行工事(本庁設計に係るものに限る。)に係る工事で工事の中止又は延期をする必要が生じたときは、工事主管課において工事中止伺等を立案し、決裁を経た後、工事中止通知書を請負者に送付しなければならない。
- 6 前項の場合において、工事主管課長は、工事の中止を解除するときは、速やかに工事中止解除通知書により請負者に通知しなければならない。

(雑則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、工事の執行手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の廃止)
- 2 愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱(昭和56年愛媛県訓令第35号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 第4条第1項から第4項まで(同条第1項、第3項及び第4項の規定を同条第6項において準用する場合を含む。)の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に請負者の選定を行う工事について適用し、施行日前に請負者の選定を行った工事については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に請負者の選定を行った工事であって施行日において入札の公告又は通知が行われていないものに係る第4条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第5項中「請負者選定主管課長」とあるのは「契約主管課長」と、「入札執行担当課長、契約主管課長」とあるのは「入札執行担当課長」と、「請負者選定主管課が入札執行担当課、契約主管課」とあるのは「契約主管課が入札執行担当課」とする。
- 5 第7条の規定は、施行日以後に入札の公告又は通知を行う工事について適用し、施行日前に入札の公告又は通知を行った工事については、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和3年3月2日訓令第1号）  
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。